



第1章 プランの概要

I 策定の趣旨

近年、生活環境の向上や医療技術の進歩等によって平均寿命※が延びたことにより、我が国は世界有数の長寿国となっています。その一方で、ライフスタイルの多様化等により、がん・心疾患・脳血管疾患・糖尿病等の生活習慣病※が増加し、高齢化による認知機能や身体機能の低下から起こる要介護者が増加するほか、経済問題や人間関係を含めた深刻なストレスから引き起こされるこころの問題等、健康課題が多様化しています。

国では、令和6（2024）年度から開始された「二十一世紀における第三次国民健康づくり運動（健康日本21（第三次））」において、全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会を実現するため、個人の行動と健康状態の改善に向けた取組や、誰もが健康になれるための社会環境の質の向上、さらに、胎児期から高齢期に至るまで人の生涯を経時的に捉えたライフコースアプローチ※を踏まえた健康づくりなどを進め、国民全体の健康寿命※の延伸と健康格差※の縮小を目指しています。

本市では、令和2（2020）年3月に「健康かわごえ推進プラン（第2次）」（以下「前プラン」という。）を策定し、市民の健康づくりを推進するための総合的な取組を展開してきました。令和7（2025）年3月末に計画期間の終了を迎えることから、国の新たな基本的な方向等を踏まえながら、市民のさらなる健康づくりを推進するため、「健康かわごえ推進プラン（第3次）」（以下「本プラン」という。）を策定します。

なお、本プランは、前プランと同様に「第4次健康日本 21・川越市計画」、「第4次川越市食育推進計画」および「第3次川越市歯科口腔保健計画」を統合したプランとして、健康づくり、食育、歯科口腔の各分野の取組を相互に連携し、進めていくものとします。

2 プランの名称・位置づけ・構成

（1）プランの名称

本プランの名称は、「健康かわごえ推進プラン（第3次）（第4次健康日本21・川越市計画、第4次川越市食育推進計画、第3次川越市歯科口腔保健計画）」とします。

（2）プラン（各計画）の位置づけ

- 「第4次健康日本21・川越市計画」は、健康増進法第8条第2項に基づく市町村健康増進計画です。
- 「第4次川越市食育推進計画」は、食育基本法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画です。

- 「第3次川越市歯科口腔保健計画」は、川越市歯科口腔保健の推進に関する条例第9条に基づく計画です。
- 各計画は、国の方針・計画や埼玉県の方針・計画の方向性を踏まえ策定したものです。
- 「第4次健康日本21・川越市計画」、「第4次川越市食育推進計画」、「第3次川越市歯科口腔保健計画」は、川越市総合計画を上位計画とし、本市の個別計画とも整合を図り策定したものです。
- 本プランは、3つの計画を総合的かつ効果的に推進するため、一体的に策定したものです。



(3) プランの構成

各計画は趣旨、基本理念、基本方針、目標と取組で構成しています。

各計画には、市民自らの取組のほか、市民を支援する地域・職場・団体等および市それぞれの役割を示しています。さらに、市民一人ひとりが生涯を通じていきいきと過ごすため、ライフステージに応じた取組やライフコースアプローチを踏まえた健康づくりの方針を示しています。

また、プラン推進のための各取組主体の連携・協働による推進体制や自然に健康になれる環境づくりの方針を示しています。

3 SDGs に対応した計画推進

SDGs（持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals））は、経済・社会・環境の3つのバランスが取れた社会を目指すための国際目標であり、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられています。

このSDGsは、発展途上国だけでなく、先進国も含めた全ての国々や人々を対象としており、令和12（2030）年までに持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットで構成されています。

「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、達成に向けて全ての人がSDGsを理解し、それぞれの立場で主体的に行動することが求められています。

本プランにおいても、SDGsの視点を取り入れ、健康づくりの施策を推進していきます。



4 プランの期間

本プランは、国が定める「健康日本21（第三次）」を踏まえ、令和7（2025）年度から令和18（2036）年度までの12年間の計画とします。

健康づくりに関する取組の効果はすぐに出るものではなく、一定の期間が必要です。働き世代や子育て世代をはじめとする健康に関心の薄い層（以下「健康に関心の薄い層」という。）の意識や行動変容による身体の変化、社会環境の整備等は、短期間では変化することが難しく、長期的に取り組むことで効果や変化が見えるため、一定の期間を設ける必要があることから、計画期間を12年間としました。

なお、プランを推進していく中で、社会情勢の変化や法制度、国や埼玉県の計画等の改定等を踏まえて、見直しを行います。

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度
健康かわごえ推進プラン（第3次）											
					中間評価					最終評価	次期プラン策定

5 これまでのプラン

本市では、市民の健康づくり運動を進めるための第1次計画として、平成17（2005）年3月に「川越みんなの健康プラン（健康日本21・川越市計画）」を策定しました。その後、平成22（2010）年3月には、「川越市食育推進計画」を策定し、健康づくりと食育をテーマにした取組を相互に進めてきました。

平成27（2015）年度には、「第2次健康日本21・川越市計画」、「第2次川越市食育推進計画」に加え、新たに「川越市歯科口腔保健計画」を統合し、策定した「健康かわごえ推進プラン」に基づき、「ぴんぴんきり 健康寿命 日本一を目指します」をスローガンに掲げ、市民と市、関係機関が相互に連携し、取組を推進してきました。

令和2（2020）年には、新たな社会状況の変化や健康課題等に対応し、本市のさらなる健康づくりを推進するために策定した「健康かわごえ推進プラン（第2次）」に基づき、健康づくり、食育、歯科口腔の各分野の取組を相互に連携し、進めてきました。

